

特別養護老人ホーム寝屋川苑運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規定は、社会福祉法人東和福祉会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム寝屋川苑（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第2条 施設の名称及び所在時は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム寝屋川苑
- (2) 所在地 大阪府寝屋川市宇谷町1番36号

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は84床とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | | |
|------|------------|-------------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 事務員 | 1名以上 |
| (3) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) | 介護職員 | 常勤換算方法で3名に対して1名以上 |
| (5) | 看護職員 | 3名以上 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) | 医師 | 1名以上 |
| (9) | 栄養士又は管理栄養士 | 1名以上 |
| (10) | 調理員 | 3名以上 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分担は次のとおりとします。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、在宅部署の管理者が職務を代行します。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事します。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事します。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助に従事します。
- (5) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事します。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事します。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務に従事します。
- (8) 医師
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事します。
- (9) 栄養士又は管理栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事します。
- (10) 調理員
栄養士又は管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事します。

2 職員等の事務分掌及び日常の業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図る為、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議（寮母会議を含む。）
- (2) 処遇会議
- (3) 給食会議
- (4) 介護保険関係会議
- (5) 行事事務会議
- (6) 主任会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が定める。

第3章 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料

(施設サービスの内容及び利用料)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設介護サービス費の自己負担について、1割、2割、3割の支払いを受ける。割合については市町村より交付された利用者負担割合認定証に定められた割合で支払いを受ける。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項との額の間、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。
- 5 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費(別途消費税要)
- 6 行事・クラブ活動費 実費

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所の為に必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービスに又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が施設サービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を「重要事項説明書」で説明し、同意を得る。

2 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 来訪・面会時間については、9時30分～21時00分とし、来訪者は面会時間を遵守し、正面玄関受付横の面会者カードに記入の上、その都度職員に届け出るものとする。
- (2) 外出・外泊の際は、必ず行く先と帰宅時間を職員に申し出るものとする。
- (3) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- (4) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮して下さい。
- (5) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮していただき、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
- (6) 所持金品は自己の責任で管理していただくものとする。
- (7) 施設内でのほかの利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮して下さい。
- (8) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮して下さい。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付し、説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(被保険者証への記載)

第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日ならびに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する法定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行う事により、施設サービス計画の実施の状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護老人福祉施設の取扱方針)

第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、心身状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させる。又は清拭を行う。

3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツ、その他の排泄用品を適切に随時取り替える。

5 施設は、利用者に対し、全各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 7時30分から

(2) 昼食 12時00分から

(3) 夕食 18時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(栄養管理)

第20条 施設は、利用者に対し、年齢や心身の状況に応じて適切な内容の食事を提供する。

2 職員は、栄養ケアマネジメント等を用いて低栄養状態を予防改善するため、他職種で共同して個人別に最適な栄養状態の管理やケアを行う。

(相談・援助)

第21条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第22条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

(機能訓練)

第23条 施設は、利用者に対し、介護サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

第25条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、利用者が下記の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第27条 施設は、利用者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対処法

(緊急時の対応)

第28条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病変の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた病院へ連絡を行うとともに必要な処置を講じる。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生し

た場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第30条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、次の手順により行う。

- (1) 処遇会議にて「身体拘束廃止」について会議を開催する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(高齢者虐待防止について)

第31条 施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第33条 施設は、利用定員及び居室の定員を超過して運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第34条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講じるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な処置を講じる。

(重要事項の提示)

第35条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文章により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に該当施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文章により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

(地域との連携)

第39条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

第40条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第41条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(法令との関係)

第42条 この規定に定めのないことについては、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成12年8月1日より施行する。

この規定は、平成15年9月5日より施行する。

この規定は、平成17年10月1日より施行する。

この規定は、平成17年11月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表

一般特養・多床室：基準費用額

(単位：円、一日あたり)

①ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,039 円	要介護度 2 6,756 円	要介護度 3 7,504 円	要介護度 4 8,221 円	要介護度 5 8,927 円
②サービス利用に係る自己負担額 (1-介護保険から給付される金額)	負担割合 1割				
	604 円	673 円	751 円	823 円	893 円
	負担割合 2割				
	1,208 円	1,352 円	1,501 円	1,645 円	1,786 円
	負担割合 3割				
	1,812 円	2,027 円	2,252 円	2,467 円	2,679 円
③居室に係る自己負担額	855 円				
④食事に係る自己負担額	1,445 円				
⑤自己負担額合計 (②+③+④)	負担割合 1割				
	2,904 円	2,973 円	3,051 円	3,123 円	3,193 円
	負担割合 2割				
	3,508 円	3,652 円	3,801 円	3,945 円	4,086 円
	負担割合 3割				
	4,112 円	4,327 円	4,552 円	4,767 円	4,979 円

一般特養・従来型個室：基準費用額

(単位：円、一日あたり)

①ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,039 円	要介護度 2 6,756 円	要介護度 3 7,504 円	要介護度 4 8,221 円	要介護度 5 8,927 円
②サービス利用に係る自己負担額 (1-介護保険から給付される金額)	負担割合 1割				
	604 円	673 円	751 円	823 円	893 円
	負担割合 2割				
	1,208 円	1,352 円	1,501 円	1,645 円	1,786 円
	負担割合 3割				
	1,812 円	2,027 円	2,252 円	2,467 円	2,679 円
③居室に係る自己負担額	1,171 円				
④食事に係る自己負担額	1,445 円				
⑤自己負担額合計 (②+③+④)	負担割合 1割				
	3,220 円	3,189 円	3,367 円	3,439 円	3,509 円
	負担割合 2割				
	3,824 円	3,968 円	4,117 円	4,261 円	4,402 円
	負担割合 3割				
	4,428 円	4,643 円	4,868 円	5,083 円	5,295 円

<サービス利用料金以外の加算>

(単位：円、1ヶ月30日あたり)

日常生活継続支援加算	36 単位/1 日	利用者負担	約 1,137 円/月
看護体制加算 I	4 単位/1 日	利用者負担	約 126 円/月
看護体制加算 II	8 単位/1 日	利用者負担	約 252 円/月
夜勤職員配置加算 III	16 単位/1 日	利用者負担	約 504 円/月
科学的介護推進体制加算 I	40 単位/1 月	利用者負担	約 43 円/月
栄養マネジメント強化加算	11 単位/1 日	利用者負担	約 348 円/月

- 日常生活継続支援加算とは、介護福祉士の職員配置の強化と介護度 4・5 の入所者あるいは認知症の入所者の受け入れを一定以上実施している場合、認定されます。
- 看護体制加算Ⅰとは、常勤の正看護師を 1 名以上配置している場合、認定されます。
- 看護体制加算Ⅱとは、基準配置より 1 名以上多く看護職員を配置している場合、認定されます。
- 夜勤職員配置加算Ⅲとは、夜勤を行う介護職員又は看護職員数が規定の数に一を加えた数以上である場合、もしくは介護ロボット（見守り機器）を導入し安全かつ有効に活用した上で、利用者数の百分の十五以上の数設置している場合に加えて、夜勤に喀痰吸引資格者もしくは看護師を 1 名以上配置している場合に認定されます。
- 科学的介護推進体制加算Ⅰとは、科学的に効果が裏付けされた自立支援、重度化防止に資する質の高いサービス提供を目的とし「科学的介護情報システム（LIFE）」に対して利用者の情報提供を行い解析された結果を活用しケアの質の一層の向上を行うことで認定されます。
- 栄養マネジメント強化加算とは、管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 で除して得た数以上配置し、低栄養リスクの高い利用者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週に 3 日以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題があれば早期に対応すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、認定されます。

○介護職員現行処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護職員の賃金向上を目的とした加算で、各サービス事に創設されており、特養においては 1 ヶ月に係る総単位数に 8.3%（現行処遇改善加算Ⅰ）と 2.7%（特定処遇改善加算Ⅰ）と 1.6%（ベースアップ等支援加算）をかけた単位数に地域区分率をかけた金額の 1 割～3 割（負担割合による）を利用者負担としていただきます。各介護度による金額は一覧表を参考にしてください。

（単位：円、1 ヶ月 31 日あたり）

介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）従来型個室・多床室						
	総単位数	処遇改善加算Ⅰ 特定処遇改善加算Ⅰ	地域 区分	利用者負担 （1 割負担）	利用者負担 （2 割負担）	利用者負担 （3 割負担）
介護度 1 573：単位	20,128 単位	8.3%+2.7%+1.6% =12.6% 2,493 単位	10.54	約 2,673 円	約 5,346 円	約 8,019 円
介護度 2 641：単位	22,236 単位	8.3%+2.7%+1.6% =12.6% 2,758 単位	10.54	約 2,953 円	約 5,905 円	約 8,857 円
介護度 3 712：単位	24,437 単位	8.3%+2.7%+1.6% =12.6% 3,036 単位	10.54	約 3,246 円	約 6,491 円	約 9,736 円
介護度 4 780：単位	26,545 単位	8.3%+2.7%+1.6% =12.6% 3,301 単位	10.54	約 3,525 円	約 7,049 円	約 10,574 円
介護度 5 847：単位	28,622 単位	8.3%+2.7%+1.6% =12.6% 3,563 単位	10.54	約 3,801 円	約 7,602 円	約 11,403 円

※総単位数とは、介護サービス費＋日常生活継続支援加算（36 単位/1 日）＋看護体制加算Ⅰ（4 単位/1 日）＋看護体制加算Ⅱ（8 単位/1 日）＋夜勤職員配置加算（16 単位/1 日）＋科学的介護推進体制加算Ⅰ（40 単位/1 ヶ月）＋栄養マネジメント強化加算（11 単位/1 日）

△療養食加算…利用者の病状等に応じて主治医または嘱託医より利用者に対し、病気の治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食を当苑で提供させていただいた場合のみ加算が発生します。加算の対象になる療養食は糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食が対象になります。

療養食加算	6 単位/1 食	利用者負担 約 19 円/日
-------	----------	----------------

△配置医師緊急時対応加算…施設において複数の医師を配置し、夜間・深夜・早朝のいずれかの時間帯において、利用者の急な体調不良等が生じた際に、配置医師が施設に来苑し利用者の診察を行う事に対して加算認定されます。

夜間（18 時～22 時）	650 単位	利用者負担 約 633 円/回
深夜（22 時～6 時）	1300 単位	利用者負担 約 1,371 円/回
早朝（6 時～8 時）	650 単位	利用者負担 約 633 円/回

△**看取り加算Ⅱ**…医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、看取りケアに係る計画を作成します。その計画に基づきケアをさせていただいた場合に加算が発生します。

死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位	利用者負担 約 76 円/日
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位	利用者負担 約 152 円/日
死亡日の前日、前々日	780 単位	利用者負担 約 823 円/日
死亡日当日	1,580 単位	利用者負担 約 1,666 円/日

△**初期加算**…入所された時もしくは、31 日以上入院されて再入所される時は最大 30 日間を限度とし利用者負担としていただきます。

30 単位/1 日	利用者負担 約 32 円/日
-----------	----------------

△**外泊加算**…6 日以内の入院又は外泊をされた場合には最大 6 日間を限度として利用者負担としていただきます。

246 単位/1 日	利用者負担 約 260 円/日
------------	-----------------

△**安全対策体制加算**…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しているため利用者負担として入所時に一回限りいただきます。

安全対策体制加算	20 単位/1 回限り	利用者負担 約 21 円/1 回限り
----------	-------------	--------------------

※すべての加算に対して、2 割又は 3 割負担の方はこの金額に×2 又は 3 をお願いします。

○**介護保険負担割合証**…市町村より交付される介護保険負担割合認定証に記載されている負担割合に準じた介護保険サービス費用のお支払いをお願いいたします。1 割負担、2 割負担、3 割負担による実際の支払い金額の詳細は、別紙に用意しております料金表をご参照ください。

○**高額介護サービス費**…同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担額が一定の上限金額を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。対象となる自己負担は、介護サービス費用に限られます。負担上限額が記載された証書が市町村より発行されますので、その金額に沿った上限額まで介護保険サービス費のお支払いをお願いいたします。

○**要介護認定を受けていない場合**…ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明証」を交付します。

○**要介護認定の変更、給付額の変更**…介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

○**入院又は外泊中の居住費**…入院又は外泊中は、居住費をご負担いただく場合があります。ただし、入院又は外泊中に期間に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に使用する場合は、その間の居住費はご負担いただくことはありません。

○**介護保険負担限度額認定証**…居住費と食費は自己負担となりますが、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費と食費の軽減が受けられます。負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

利用者負担段階 ・以下の1～3の段階には、次の両方の基準を満たしている必要があります。 ・世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む。）が 市民税非課税 ・預貯金等の資産要件が基準以下	食費の日額	居住費の日額		預貯金等の資産要件の基準
		従来型 個室	多床室	
1段階生活保護を受給されている方など	300円	320円	0円	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
2段階その他の合計所得金額（※）と課税年収額と 非課税年金収入額の合計が80万円以下 の方など	390円	420円	370円	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
3段階①その他の合計所得金額（※）と課税年収額と 非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下 の方など	650円	820円	370円	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
3段階②第1段階～第3段階①に該当されない方など	1,360円	820円	370円	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
上記の条件に該当しない方(基準費用額)	1,445円	1,171円	855円	

※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得等を控除した額

注) 生活保護を受給されている方は資産要件の適用はありません。

注) 2号被保険者の方は、利用者負担段階に関わらず、単身世帯で1,000万円以下、夫婦世帯で2,000万円以下が預貯金等の資産要件の基準となります。

項目	金額
食事の提供に要する費用	1,445円/日（朝食270円、昼食550円、夕食625円）
居住に要する費用	従来型個室1,171円/日 ・ 多床室855円/日
喫茶代	200円/回（食材費）
日用品費	<ul style="list-style-type: none"> ・箱ティッシュペーパー 350円/箱（税込） ・歯ブラシ 100円/本（税込） ・歯磨き粉 200円/袋（税込） ・ポリデント 1,000円/箱（税込） ・スポンジブラシ 1,000円/箱（税込）
特別な食事代	実費（別途消費税を要します）
行事・クラブ活動費	実費